

「SAGA BLUE PROJECT」事業県民参加コンクール企画運営等業務の  
委託に関する企画提案（企画コンペ）実施要領

令和 2 年 2 月 21 日  
佐賀県県民環境部  
くらしの安全安心課

## 1 事業目的

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

## 2 委託業務の概要

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 委託業務名    | 「SAGA BLUE PROJECT」事業県民参加コンクール<br>企画運営等業務 |
| (2) 業務内容     | 別紙1「業務委託仕様書」のとおり                          |
| (3) 履行期間     | 契約締結の日から令和3年3月31日まで                       |
| (4) 契約形態     | 委託契約                                      |
| (5) 採択件数     | 1件  |
| (6) 委託上限額    | 22,627,000円（消費税及び地方消費税含む。）                |
| (7) 委託費の支払時期 | 完了払                                       |

※令和2年2月定例県議会において、令和2年度佐賀県一般会計予算が議決されなかった場合には本業務の委託手続について、中止の措置を行うものとする。

## 3 参加要件

企画提案（企画コンペ）に参加する者（以下、「提案者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。なお、参加要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きを行っていないこと。
- (3) 企画競争の日の6か月前から企画競争の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 県内に事務所等が所在する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### 4 募集方法

県ホームページに当該業務の企画提案（企画コンペ）を実施する旨の案内を掲載する。

#### 5 企画提案（企画コンペ）のスケジュール及び実施方法

提案者から提出された企画提案書等について審査を行い、最も優れた評価を得た者を契約候補者とする。

##### （1）スケジュール

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| ・ 公募開始       | 令和2年2月21日（金）         |
| ・ 事前説明会      | 令和2年2月28日（金）         |
| ・ 質問書受付締切    | 令和2年2月28日（金）17時15分まで |
| ・ 企画提案参加申込書  | 令和2年3月6日（金）17時15分まで  |
| ・ 企画提案書等提出締切 | 令和2年3月13日（金）17時15分まで |
| ・ 企画提案       | 令和2年3月19日（木）13時から    |
| ・ 契約候補者決定    | 令和2年3月23日（月）（予定）     |

##### （2）事前説明会

① 日 時 令和2年2月28日（金） 14時00分から

② 場 所 佐賀県庁旧館1階 県民環境部会議室

※事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会開催日前日までに8の問い合わせ先にメールで、業者名、出席者名、連絡先を連絡すること。なお、事前説明会への出席は任意であり、企画提案の応募要件とはしない。

##### （3）質問の受付及び回答

本業務委託及び企画提案について質問がある場合は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。なお、電話や来訪等による口頭での質問は受け付けない。

① 提出書類 質問書（様式1）

② 受付期間 令和2年2月21日（金）～2月28日（金）17時15分まで（必着）

③ 提出先 佐賀県県民環境部くらしの安全安心課（担当：前川、渡辺）

住所：〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

TEL：0952-25-7060（直通） FAX：0952-25-7327

E-mail：kurashianzen@pref.saga.lg.jp

④ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

※ファクシミリ及び電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話を行うこと。

- ⑤ 回 答 令和2年3月4日（水）（予定）までに、質問者に対し、電子メールにより回答する。また、必要に応じ、応募者全員に回答する。

#### （4）企画提案への参加申込

##### ① 提出書類

ア 企画提案（企画コンペ）参加申込書（様式2）

イ 団体概要及び実績（様式3）

・既存資料（会社パンフレット等）で必要記載項目が網羅されているものがあれば、様式3に代えて提出することができるものとする。

・企画提案者において整備している個人情報保護に関する書類（漏洩、滅失等の防止、その他適正な管理体制等を示すもの）を添付すること。

ウ 誓約書（様式4）

- ② 受付期間 令和2年2月21日（金）～令和2年3月6日（金）17時15分まで（必着）  
期限までに必要書類の提出がなかった場合、企画競争への参加は認めない。

③ 提出先 上記（3）の③に同じ

④ 提出方法 持参、郵送又は電子メール

⑤ 提出部数 各1部

#### （5）企画提案書等の提出

##### ① 企画提案書

ア 別紙1「業務委託仕様書」の趣旨を踏まえ、同仕様書中「3 委託業務の内容」に示す項目を参考に項目を整理し、業務の具体的な内容やスケジュールとそれに付随する事項をすべて盛り込んで作成すること。

イ 企画提案書の表紙は、様式5（A4サイズ）とする。

ウ 表紙以外は、A4サイズで、任意様式とする。（図表等についてはA3版の片面印刷で折り込みも可能）

エ ページ番号は表紙及び目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載する。

##### ② 見積書

ア 本業務の履行に関する経費をすべて盛り込んで委託契約額の上限の範囲で見積もること。数量、単価、消費税及び地方消費税等、積算根拠についても明らかにすること。

イ A4サイズで、任意様式とする。他の提出書類とは別冊とすること。

ウ 佐賀県県民環境部くらしの安全安心課長あてとし、企画提案者の商号又は名称、代表者氏名を記載して代表者印を押印すること。

③ 受付期間 令和2年2月21日（金）～3月13日（金）17時15分まで（必着）

④ 提出先 上記（3）の③に同じ

⑤ 提出方法 持参または郵送（簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る）

⑥ 提出部数 6部（正本1部、副本5部）及び電子データ1部

## (6) 企画提案の実施

- ① 日 時 令和2年3月19日(木)13時から  
提案者ごとの説明・質疑に係る開始予定時刻については、別途、個別に連絡する。
- ② 場 所 佐賀県庁 旧館1階 県民環境部会議室
- ③ 実施方法 提案者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。1団体についてのプレゼンテーションの時間は20分程度(説明15分・質疑応答5分程度)として、参加人員数は3名までとする。
- ④ そ の 他 プレゼンテーションの方法については、特に指定はないが、プロジェクター及びスクリーン等の使用を希望する場合はこちらで準備するため、事前に連絡すること。その他、パソコン等(接続設備含む)必要な機器持参すること。

## (7) 審査

審査員は、審査項目に基づき審査を行い、最優秀者を決定する。なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

- ① 審査項目 別紙2「企画提案書審査基準」のとおり
- ② 結果通知 すべての提案者に対し文書で通知する。なお、審査経緯については公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は一切認めない。

## 6 契約に関する事項

### (1) 契約候補者

県は、審査において最優秀者として決定した者を、本業務委託に係る契約候補者とする。ただし、次のいずれかの事由により契約を締結できない場合には、次点者を契約候補者とする。

- ① 契約候補者が、参加要件を満たさないこととなった場合又は資格要件を満たさないことが判明した場合
- ② 契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき
- ③ その他の理由により契約候補者と契約締結が不可能となったとき

### (2) 契約金額

契約金額は、上記2の(6)の委託上限額を超えないものとする。

### (3) 業務の再委託

業務を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により一部再委託について佐賀県の承諾を受けた場合はこの限りではない。

## 7 その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出する企画提案書は、参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は、認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

- (3) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費、企画競争に参加するための交通費等は、全て提案者の負担とする。
- (4) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (7) 企画競争参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに8の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。

## 8 問い合わせ先

佐賀県県民環境部くらしの安全安心課（担当：前川、渡辺）

住所：〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59

TEL：0952-25-7060

FAX：0952-25-7327

E-mail：kurashianzen@pref.saga.lg.jp